

新宮こども発第 487 号

平 27 年 2 月 18 日

町内医療機関 各位

新宮町長 土 屋 良 文

乳幼児医療費助成制度の改正について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本町では、次世代を担う乳幼児の健やかな成長を図るため、下記のとおり乳幼児医療費助成制度の改正を行い、対象者が高校生等までとなりました。

記

1 改正日 平成 27 年 4 月 1 日

2 改正後

(1) 対象者

・入院、外来ともに高校生等 (18 歳に到達した最初の 3 月 31 日) まで

(2) 自己負担額 (1 診療報酬明細書ごとに)

・小学校就学前まで 350 円

・小学生から中学生まで 500 円

・高校生等 650 円

(調剤薬局は自己負担なし)

改正前

(1) 対象者

・入院、外来ともに中学生 (15 歳に到達した最初の 3 月 31 日) まで

(2) 自己負担額

・小学校就学前まで 350 円

・小学生から中学生まで 500 円

(調剤薬局は自己負担なし)

3 助成方法 現物給付 (従前のとおりお取り扱いください)

(文書取扱 町民こども課)

担 当 児童福祉係 河野

電 話 0983-33-1293

FAX 0983-33-5237

町内医療機関 各位

新富町長 土屋良文
(公印省略)

新富町の小学校入学の子ども(新一年生)の乳幼児医療費から子ども医療費への受給資格証の変更について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から当町の乳幼児及び子ども医療費助成につき、多大なご理解とご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、今回、平成27年4月に小学校へ入学する新一年生の、受給資格が乳幼児医療費から子ども医療費に変更になることに伴い、対象者へ「子ども医療費受給資格証」を交付いたします。医療機関様におかれましては、小学校の新一年生から、自己負担額が1診療報酬明細書ごとに350円から500円に変更になりますので、窓口での「子ども医療費受給資格証」(みどり色)の確認をお願いいたします。また、今回、小中学生全員の受給資格証のいっせいちり替え(ピンク色)も行いますので、あわせて確認をお願いいたします。

つきましては、町民の皆様へ周知を図るために、ポスターを作成しましたので窓口に掲載していただきますようお願いいたします。

業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本助成事業の趣旨をご理解いただき、今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

○助成内容

《乳幼児、子ども及び高校生等医療費助成制度(入院・外来)》

- ・対象者 高校生等まで(18歳到達後の最初の3月31日)
- ・自己負担額 乳幼児医療(未就学児) 1診療報酬明細書ごとに350円
子ども医療(小中学生) 1診療報酬明細書ごとに500円
高校生等医療(高校生等) 1診療報酬明細書ごとに650円(4月診療分より)
※調剤薬局は自己負担なし

○注意事項

- ・更新後、乳幼児医療費から子ども医療費になりましても、受給者番号は変更ありません。
- ・該当者宛てに「子ども医療費受給資格証」(みどり色)を平成27年3月31日までに郵送します。(町民こども課での変更手続きは不要です。)

(文書取扱 町民こども課)

担 当 子育て支援係 河野
電 話 0983-33-1293
FAX 0983-33-5237